

3 食料品

列部門	1111-01	と畜(含肉鶏処理)
行部門	1111-011	牛肉(枝肉)
	1111-012	豚肉(枝肉)
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉(枝肉)
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち冷凍食肉加工業、1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び9521「と畜場」の活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」

[生産物例示]

牛肉, 豚肉, 鶏肉, その他の肉(馬肉, 羊肉, 山羊肉), と畜副産物(原皮, 内臓及び肉鶏処理副産物等)

[注意点]

平成2年表において, 昭和60年表の行部門「1111-011枝肉・鶏肉」を「1111-011牛肉(枝肉)」, 「1111-012豚肉(枝肉)」, 「1111-013鶏肉」及び「1111-014その他の肉(枝肉)」に分割。

列部門	1112-01	肉加工品
行部門	1112-011	肉加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム, ベーコン, ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」

[生産物例示]

ハム, ベーコン, ソーセージ, ハンバーグ(冷蔵品), 焼豚

列部門	1112-02	畜産びん・かん詰
行部門	1112-021	畜産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち, 畜産物を主な原料とするびん・かん詰の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」, 「1549他に分類されないその他の食料品製造業」

[生産物例示]

食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰, うずら卵水煮かん詰等), 調理特殊かん詰(カレーかん詰, ミートソース類かん詰, スープ類かん詰等)

列部門	1112-03	動物油脂
行部門	1112-031	動物油脂

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち, 魚油・内蔵油製造業等の魚油及び魚かすを除く生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」

[生産物例示]

動物油脂(牛脂, 豚脂等), 精製ラード

[注意点]

- ① 本部門は, 動物原油(非食用)の生産と, その原油をさらに加工精製し, 食用動物油脂を生産する活動である。
- ② 平成2年表において, 昭和60年表の行部門「1112-031牛脂・豚脂」及び「1112-032その他の動物油脂(除別掲)」を統合。

列部門	1112-04	酪農品
行部門	1112-041	飲用牛乳
	1112-042	乳製品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1212「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1520 酪農製品製造業」

[生産物例示]

飲用牛乳: 牛乳, 加工乳

乳製品: 乳飲料, 粉乳, れん乳, バター, チーズ, アイス
クリーム, ミックスパウダー, クリーム, 発酵乳, 乳酸
菌飲料

列部門	1113-01	冷凍魚介類
行部門	1113-011	冷凍魚介類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1226「冷凍水産物製造業」及び1227「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

冷凍魚介類, 冷凍魚介調理品 (丸又は三枚おろし, 刺身等の処理をし, 凍結したもの), 冷凍すり身, 副産物の「魚あら」

〔注意点〕

船上冷凍魚は, 「0311-001海面漁業 (国産)」から本部門に生鮮魚を産出。

列部門	1113-02	塩・干・くん製品
行部門	1113-021	塩・干・くん製品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1229「その他の水産食料品製造業」のうち, 魚介類を主な原料とした塩・干・くん製品の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

煮干し品, 素干し品, 塩干品, 塩蔵品, くん製品, 副産物の「魚あら」

〔注意点〕

さくら干し・みりん干しは, 「1113-09, -099その他の水産食品」に含まれる。

列部門	1113-03	水産びん・かん詰
行部門	1113-031	水産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1221「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

かに, さけ, まぐろ・かつお, さば, いわし, その他の水産びん・かん詰, 副産物の「魚あら」

〔注意点〕

水産物つくだ煮は, その容器を問わず, 「1113-09, -099その他の水産食品」に含まれる。

列部門	1113-04	ねり製品
行部門	1113-041	ねり製品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1224「魚肉ハム・ソーセージ製

造業」及び1225「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

焼きちくわ, かまぼこ, 魚肉ハム・ソーセージ, 副産物の「魚あら」

列部門	1113-05	魚油・魚かす
行部門	1113-051	魚油・魚かす

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち, 魚油・内臓油製造業等の魚油及び魚かすの生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1514 植物・動物油脂製造業」

〔生産物例示〕

魚油, 粗製肝油, 内臓油, 魚かす, 魚粉, 貝殻粉

列部門	1113-09	その他の水産食品
行部門	1113-099	その他の水産食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1222「海藻加工業」, 1223「寒天製造業」及び1229「その他の水産食料品製造業」のうち塩・干・くん製品製造業を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

節類, 水産物つくだ煮, 寒天, 焼・味付けのり, さくら干し, みりん干し

列部門	1114-01	精穀
行部門	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1261「精米業」及び1262「精麦業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1531 精穀・製粉業」

〔生産物例示〕

精米, くず米, 米ぬか, 精麦, 麦ぬか

列部門	1114-02	製粉
行部門	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1263「小麦粉製造業」及び1269「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1531 精穀・製粉業」

〔生産物例示〕

小麦粉，ふすま，そば粉，こんにゃく粉，米穀粉

列部門	1115-01	めん類
行部門	1115-011	めん類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1293「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1544 マカロニ，ヌードル，クスクス及び類似穀粉製品製造業」

〔生産物例示〕

乾めん，即席めん，マカロニ・スパゲッティ，生めん

列部門	1115-02	パン類
行部門	1115-021	パン類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1271「パン製造業」，1299「他に分類されない食料品製造業」のうち調理パン製造業及びサンドイッチ製造業の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1541 パン製品製造業」

〔生産物例示〕

食パン，菓子パン，調理パン，サンドイッチ

〔変更点〕

平成2年表において本部門に含まれていた学校給食パンを「1119-04，-041学校給食（国公立）★★」，「1119-05，-051学校給食（私立）★」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「パン類」を分割。

列部門	1115-03	菓子類
行部門	1115-031	菓子類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1272「生菓子製造業」，1273「ビスケット類・干菓子製造業」，1274「米菓製造業」及び1279「その他のパン・菓子製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1541 パン製品製造業」，「1543 ココア，チョコレート及び砂糖菓子製造業」，「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

キャラメル，ドロップ，キャンデー，チョコレート，チューインガム，焼菓子，ビスケット，米菓，和生菓子，洋生菓子，スナック菓子，油菓子，ココア

〔注意点〕

- ① アイスクリームは，「1112-04酪農品」及び「1112-042乳製品」に含まれる。
- ② 平成2年表において，昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「菓子類」を分割。

列部門	1116-01	農産びん・かん詰
行部門	1116-011	農産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち野菜・果実を主な原料とする保存食品（びん・かん詰）及びジュース原液の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1513 果実及び野菜加工・保存業」

〔生産物例示〕

野菜びん・かん詰，果実びん・かん詰，ジャム（びん・かん詰），野菜ジュース，原料濃縮果汁

〔注意点〕

- ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は，「1129-02，-021清涼飲料」に，菓子かん詰は「1115-03，-031菓子類」に含まれる。
- ② たれ，つゆ類及びジュースを除くトマト加工品（ケチャップ，ピューレ等）のびん・かん詰は「1117-06，-061調味料」に含まれる。
- ③ 野菜ジュース，原料濃縮果汁については，その容器を問わない。

列部門	1116-02	農産保存食料品（除びん・かん詰）
行部門	1116-021	農産保存食料品（除びん・かん詰）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち、野菜及び果実を主な原料とする保存食品（びん・かん詰、ジュース原液及び乾燥きのこを除く）の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1513 果実及び野菜加工・保存業」

〔生産物例示〕

乾燥野菜、冷凍野菜、冷凍果実、漬物、カップジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干がき

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「1115-09、-099その他の農産加工」から「1116-02、-021農産保存食料品（除びん・かん詰）」に変更。

列部門	1117-01	砂糖
行部門	1117-011	精製糖
	1117-019	その他の砂糖・副産物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1251「砂糖製造業（砂糖精製業を除く）」及び1252「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1542 砂糖製造業」

〔生産物例示〕

精製糖（てんさい糖、甘しゅ糖）、含みつ糖、副産物（糖みつ、ビートパルプ）

〔注意点〕

- ① 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが、当過程での自部門投入は含めない。
- ② 平成2年表において、昭和60年表の行部門「1115-041精製糖（国産原料）」及び「1115-042精製糖（輸入原料）」を「1117-011精製糖」に統合。

列部門	1117-02	でん粉
行部門	1117-021	でん粉

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1292「でんぶん製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1532 でん粉・でん粉製品製造業」

〔生産物例示〕

かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

列部門	1117-03	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
行部門	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1253「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1532 でん粉・でん粉製品製造業」

列部門	1117-04	植物油脂
行部門	1117-041	植物油脂
	1117-042	加工油脂
	1117-043	植物原油かす

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1281「植物油脂製造業」、1283「食用油脂加工業」及び2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1514 植物・動物油脂製造業」

〔生産物例示〕

植物油脂：食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油（あまに油、ひまし油）

加工油脂：マーガリン、ショートニング

植物原油かす：なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

〔注意点〕

- ① 平成2年表において、昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」に含まれていた食用油及び「1115-072植物油脂（非食用）」を「1117-041植物油脂」に統合。
- ② 平成2年表において、昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」から「1117-042加工油脂」を分割。

列部門	1117-05	調味料
行部門	1117-051	調味料

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類124「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物（卵白）

列部門	1119-01	冷凍調理食品
行部門	1119-011	冷凍調理食品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

冷凍フライ（コロッケ、カツ、魚フライ等）、冷凍米穀類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列部門	1119-02	レトルト食品
行部門	1119-021	レトルト食品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、レトルト食品の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

レトルト食品（カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等）

列部門	1119-03	そう菜・すし・弁当
行部門	1119-031	そう菜・すし・弁当

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1298「そう（惣）菜製造業」及び1299「他に分類されない食料品製造業」のうちすし・弁当製造業の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

そう菜、すし、弁当

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」から分割・特掲。

列部門	1119-04	学校給食（国公立）★★
行部門	1119-041	学校給食（国公立）★★

（農林水産省）

「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動も、本部門の範囲とする。

ISIC：該当なし

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」から分割・特掲

列部門	1119-05	学校給食（私立）★
行部門	1119-051	学校給食（私立）★

（農林水産省）

「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動も、本部門の範囲とする。

ISIC：該当なし

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」から分割・特掲

列部門	1119-09	その他の食料品
行部門	1119-099	その他の食料品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動、1291「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」、1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」、1295「豆腐・油揚げ製造業」、1296「あん類製造業」、1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、豆乳、即席ココア、レトルト食品、すし・弁当、サンドイッチ及び調理パン製造業を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食品製造業」
〔生産物例示〕

とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、もやし、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち
〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食品」に含まれていた学校給食を「1119-04、-041学校給食（国公立）★★」、 「1119-05、-051学校給食（私立）★」へ分割・特掲

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食品」から、「1119-03、-031そう菜・すし・弁当」を分割・特掲。

列部門	1121-01	清酒
行部門	1121-011	清酒

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」、 「1552ワイン製造業」

〔生産物例示〕

清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列部門	1121-02	ビール
行部門	1121-021	ビール

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち発泡酒製造業の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」、 「1553 麦芽酒及び麦芽製造業」

〔生産物例示〕

ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

〔変更点〕

「1121-09その他の酒類」のうちの細品目「雑酒」のうち、酒税法第4条第1項に定める「発泡酒」を本部門に加える。

列部門	1121-03	添加用アルコール
行部門	1121-031	添加用アルコール

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちアルコール飲料の原料となるアルコールの生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」

列部門	1121-04	ウイスキー類
行部門	1121-041	ウイスキー類

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」

列部門	1121-09	その他の酒類
行部門	1121-099	その他の酒類

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1321「果実酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち添加用アルコール、ウイスキー、ブランデー、味りん、発泡酒を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」、 「1552ワイン製造業」

〔生産物例示〕

果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類、発泡酒を除く雑酒

〔変更点〕

細品目「雑酒」から、酒税法第4条第1項に定める「発泡酒」を除く。

列部門	1129-01	茶・コーヒー
行部門	1129-011	茶・コーヒー

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類133「茶・コーヒー製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」
〔生産物例示〕

緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー
〔注意点〕

コーヒー飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料は、「1129-02、
-021清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099その他の食料品」
に、ココアは「1115-03、-031菓子類」に、それぞれ含まれ
る。

列部門	1129-02	清涼飲料
行部門	1129-021	清涼飲料

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類131「清涼飲料製造業」の生産
活動及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のう
ち豆乳の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1513 果実及び野菜加工・保存業」、「1554清涼
飲料製造業；ミネラルウォーター生産業」

〔生産物例示〕

サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、
その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶
飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳

〔注意点〕

発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-04酪農品」及び「1112-042
乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-
01、-011農産びん・かん詰」に含まれる。

列部門	1129-03	製氷
行部門	1129-031	製氷

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類134「製氷業」の生産活動を範
围とする。

ISIC：「1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生
産業」

〔生産物例示〕

販売用水

列部門	1131-01	飼料
行部門	1131-011	飼料

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1361「配合飼料製造業」及び

1362「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1533 加工飼料製造業」、「1512魚類及び魚製品
加工・保存業」

〔生産物例示〕

家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード

列部門	1131-02	有機質肥料（除別掲）
行部門	1131-021	有機質肥料（除別掲）

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1363「有機質肥料製造業」の生
産活動を範囲とする。

ISIC：該当なし

〔生産物例示〕

動物性有機質肥料（魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん
肥料等）、植物性有機質肥料（なたね油かす、米ぬか油かす、
わたみ油かす等）、その他（たい肥）

〔注意点〕

昭和60年表において、本部門を新設。

列部門	1141-01	たばこ
行部門	1141-011	たばこ

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類135「たばこ製造業」の生産活
動を範囲とする。

ISIC：「1600 たばこ製造業」、「0111 穀物及び他に分
類されない作物栽培農業」

〔生産物例示〕

紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

〔変更点〕

平成2年表において企業ベースであったものを、アクティ
ビティベースに変更。